

草津市立小中学校の保護者の皆様へ

これは8月23日15:00頃、草津市教育委員会から保護者へ一斉配信されたメール文です。

まん延防止等重点措置等延長に伴う学校での学習活動等について

県内の新型コロナウイルス感染の新規感染者数が、連日、過去最多、曜日別最多を更新しており、20歳代に併せて10歳代の増加が顕著で、感染経路不明が増える状況が続いています。

本市におきましても、8月第2週から、児童生徒や教職員が感染するケースが増加する傾向にあります。また、県内で部活動によるクラスターの発生が相次いだことにもあり、まん延防止等重点措置期間の小中学校の学習活動について、次のように対応します。

【措置期間中活動を停止するもの】

- ① 中学校の部活動
- ② 学校体育施設の開放事業
- ③ 児童生徒が1mを目安に間隔が取れない状況での室内での集会的行事
- ④ 体育祭や運動会、文化祭や合唱祭等、児童生徒が一堂に会する行事
- ⑤ 外部講師や学生ボランティア等を招聘しての学習活動や授業参観等
- ⑥ 校外でのフィールドワークや町探検等の教育活動
- ⑦ 校外学習（うみのこ、やまのこを含む）、修学旅行、中学生の職場体験学習等
- ⑧ 音楽科の授業での管楽器演奏（リコーダー、鍵盤ハーモニカ等）の活動
- ⑨ 家庭科の授業等での調理実習
- ⑩ 体育科の授業で密集したり近距離で組み合ったり、接触したりする運動

【措置期間中の学習活動にかかる留意点】

- ① 学校生活全般において、手洗い、マスク着用、密の回避を指導します。
- ② 学習活動全般において、近距離での対面形式やグループワークは、マスク着用の上、各時間15分以内とします。
- ③ 音楽科の授業での合唱については、マスク着用の上、児童生徒が1mの間隔がとれる環境が維持できる場合のみ活動可とします。
- ④ 昼食は黙食とし、教員が児童生徒に向き合って食べる時にはアクリル板等を利用します。
- ⑤ エアコン使用時でも常時サーキュレーター等を使用する等、教室の換気を行います。

【学校臨時休業および学年臨時休業における学習保障】

教材等を活用した学習とともに、同時双方向型のオンライン授業や授業動画等のオンデマンド配信、ウェブサイトを活用した指導等を実施します。

なお、詳細につきましては、草津市HPの掲載内容を参考にさせていただくとともに、御家庭におかれましても、体調管理への意識を高く持っていただいた上で、体調不良の場合には自宅で休養もしくは医療機関への相談・受診を徹底くださいますようお願いいたします。

草津市教育委員会